



管理コード	要項事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の種類	措置の内容	再検討要請	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管関係者庁
110060	温泉発電におけるボイラータービン主任技術者の外部委託化	電気事業法第43条第1項、電気事業法施行規則第52条第1項、主任技術者の制度の解釈及び運用(内規)	火力発電設備においては、ボイラータービン主任技術者を選任するにあたり、外部委託することが認められていない。	出力300kW未満のボイラー発電機について、電気主任技術者と同等に外部委託化を可能とするようにする。	<p>提案理由</p> <p>静岡県は、温泉宿泊施設数全国第1位、源泉数全国第4位の温泉県であり、温泉の熱を利用した温泉発電の導入は、エネルギーの地産地消のほか、地域の新たな観光資源としての波及効果も考えられる。</p> <p>昨年度、経済産業省総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会において承認された規制緩和の対象が、代替フロンを媒体とするバイナリー発電機のみであるため、アンモニア等を媒体とするものは、従来どおり、ボイラータービン主任技術者の選任が求められる。アンモニア等を媒体とするバイナリー発電機は、代替フロンを媒体とするものに比べ、少ない温泉量で発電が可能なため、日本の温泉に適している。ボイラータービン主任技術者の外部委託化により年間約600万円のランニングコストの改善が図られ、早期に初期投資の回収が可能となり、温泉発電の普及を図ることができる。</p> <p>代替措置</p> <p>外部委託化による安全面への影響については、既に電気主任技術者は外部委託化が認められており、電気主任技術者と同等に一定の要件を付すことで安全性を確保できると考えられる。</p>	B-1	IV	再提案主体からの意見 右提案主体からの意見に対して回答された。	再提案主体からの意見 許可選任制度により、自社従業員からボイラータービン主任技術者の選任が可能とのことであるが、温泉発電の事業主体として想定されるホテル、旅館業では許可選任の要件である機械工学の課程を卒業した従業員は少ない。内務省の改定は許可選任の対象が実質的に拡大(卒業学位の拡大等)されるような要件緩和をお願いしている。	D	IV	再々検討要請	再提案主体からの再意見	1 0 1 3 0 2 0	静岡県	静岡県	経済産業省		
110070	温泉発電における工事計画の届出等の不変	電気事業法第48条第1項、第50条の2第1項、第55条第1項、第55条第1項、第75条の2の2、第79条第1項、第94条第1項、別表第2	温泉発電機も含めて、出力が300kW未満等のバイナリー発電設備については、工事計画届出、定期事業者検査、溶接事業者検査が必要となっている。	温泉バイナリー発電設備も含めて、出力が300kW未満のバイナリー発電機について、他の小型火力発電と同様に、工事計画届出、使用前自主検査、定期事業者検査、溶接事業者検査を不要とする。	<p>提案理由</p> <p>従前自主検査等において、日本の技術基準を満たす海外製機種の検査を通過した海外低コスト汎用品の圧力容器であっても、国内での使用の際には溶接に関わる全ての基準に適合する必要がある。現地において複数回の自主検査を実施する場合、特注となることが多くコストが非常に高くなる。また、海外製の圧力容器として主たるものではない部品(発電機やインバーターの冷却装置やフィルターなどの汎用品)は、海外では圧力が低いことから溶接検査対象となっていない場合があり、このため、日本の技術基準に適合した製品を調達する場合、特注となることが多くコストが非常に高くなる。</p> <p>また、海外製の圧力容器として主たるものではない部品(発電機やインバーターの冷却装置やフィルターなどの汎用品)は、海外では圧力が低いことから溶接検査対象となっていない場合があり、このため、日本の技術基準に適合した製品を調達する場合、特注となることが多くコストが非常に高くなる。</p> <p>そこで、工事計画届出、使用前自主検査、定期事業者検査、溶接事業者検査を不要とすることで、日本の技術基準への適合検査費用を削減する。</p> <p>これらにより、約700万円の製造コストの削減が図られ、温泉発電の普及を図ることができる。</p> <p>代替措置</p> <p>小規模な発電設備であり、設置者の自主保安や他の小型火力発電の場合と同様に設備容量等の要件を付すことで安全性を確保できる。</p>	F	III	右提案主体からの意見 あわせて、アンモニア等を媒体とする発電設備は、代替フロンを媒体とするものに比べ、少ない温泉量で発電が可能なため、日本の温泉に適している。本提案によりアンモニア等を媒体とするバイナリー発電設備の規制緩和を進める必要がある。本提案の趣旨は、工事計画届出等のコストの削減であり、日本の技術基準に適合した製品の使用を前提としたものである。	あわせて、アンモニア等を媒体とする発電設備は、代替フロンを媒体とするものに比べ、少ない温泉量で発電が可能なため、日本の温泉に適している。本提案によりアンモニア等を媒体とするバイナリー発電設備の規制緩和を進める必要がある。本提案の趣旨は、工事計画届出等のコストの削減であり、日本の技術基準に適合した製品の使用を前提としたものである。	C	III	再々検討要請	再提案主体からの再意見	1 0 1 3 0 3 0	静岡県	静岡県	経済産業省		
110080	工業団地の最終処分場の規制緩和	工場立地法	工場立地法に基づき、産業物の最終処分場の生産施設以外の施設を工業団地内に設置することが規制されているが、災害廃棄物(災害廃棄物を処分するに当たって発生したものの最終処分場については、工業団地の所在地を管轄している都道府県知事及び市町村長が土地利用に関して相当の余裕があると認められた場合に限り、規制を緩和して設置を認めることとする。	工場立地法上、御指摘のような、工業団地内に生産施設以外の特定の施設を設置することを排除する規定は存在していない。また、産業物処理業者は、工場立地法の規制対象外となっている。	<p>産業物の最終処分場については、廃棄物処理法に基づく国の産業物処理施設整備計画や都道府県の産業物処理計画、市町村の一般産業物処理計画等に基づいて設置が行われているが、残余年数を考えると十分に確保されているとは言えない状況にある。このため、大きな災害が発生した場合は、最終処分場が一気に不足することになり、被災地の復旧・復興が大きく遅れることになる。</p> <p>また、広域処理を行う場合、焼却炉等の能力に余裕がある場合であっても、焼却炉等の最終処分場が確保されていない場合は、既存の施設を活用できない状況に置かれることになる。</p> <p>しかし、物流の便が良く人口密度から離れている工業団地が利用できるようになれば、地域住民との合意形成が容易で済む時間を大幅に削減することができるため、結果的に被災地の復旧・復興が早まることになる。また、団地内の土地に余裕がある場合は、最終処分場を建設するまでの間、工場誘致が決まっていればエリアを理立産業物の仮置き場として一時的に活用することができる。</p> <p>提案理由</p> <p>東日本大震災のように想定外の災害が発生した場合は、がれき等を適正に処分するための最終処分場の確保が急務となる。</p> <p>2. 全国的にみると、工場や倉庫等の廃棄物の処理を立てる最終処分場は規制緩和の対象としない。</p> <p>3. 設置が困難なために供給不足が予想される管理型最終処分場のうち産業物雨水が接触しない仮設型のみを規制緩和の対象とする。</p> <p>代替措置</p> <p>1. 食品廃棄物を主体とする工業団地は規制緩和の対象としない。</p> <p>2. 生ゴミや下水道汚泥等の有機物を処理する最終処分場は規制緩和の対象としない。</p> <p>3. 設置が困難なために供給不足が予想される管理型最終処分場のうち産業物雨水が接触しない仮設型のみを規制緩和の対象とする。</p>	E	I	以上により、産業物の最終処分場等を工業団地内に設置することが、工場立地法により規制されることはないものと考えている。	E	I	再々検討要請	再提案主体からの再意見	1 0 1 1 0 1 0	アーパレンシステム株式会社	東京都	経済産業省			
110090	特定規模需要に係る需要者及び需要場所の要件緩和	電気事業法第32条、電気事業法施行規則第2条の2	ビル・エネルギー・マネジメントシステムを導入する中小企業やスマートモーター、ホームエネルギー・マネジメントシステム、蓄電池等を導入する家庭など、適切な電気使用量等の把握とデマンドレスポンス対応が可能な小規模な需要家を地域EMSがIT技術を活用して集約し、大規模な契約電力を引き下げる条件に一括して高圧または特別高圧受電契約を適用する。	ビル・エネルギー・マネジメントシステムを導入する中小企業やスマートモーター、ホームエネルギー・マネジメントシステム、蓄電池等を導入する家庭など、適切な電気使用量等の把握とデマンドレスポンス対応が可能な小規模な需要家を地域EMSがIT技術を活用して集約し、大規模な契約電力を引き下げる条件に一括して高圧または特別高圧受電契約を適用する。	<p>提案理由</p> <p>エネルギー・地産地消推進によるエネルギー自給率向上やデマンドサイドマネジメントなどによる発電コスト削減・系統負荷低減は、国民生活に直結する喫緊の課題であり、家庭を含む小規模な需要家が積極的に関与し取り組むことができる仕組みを早急に構築する必要がある。この規制緩和により電気料金安値化などで需要家のインセンティブ付与が可能になるとともに、地域EMS等事業者への参入が容易になり、「分散型エネルギー・社会システム実証地域」において課題となっている地域EMSの自立的な運営が見込まれる。</p> <p>この結果、次のような効果が期待される。</p> <p>・契約電力量の大幅な引き下げによる大規模な省エネ、発電コスト削減</p> <p>・地域EMSによるピークカット、ピークカット</p> <p>・地域EMSへの加入要件に蓄電池等を設けることによる系統負荷低減</p> <p>・住宅、蓄電池、家電、自動車など多様な産業活性化</p> <p>・地域EMSを介した電力自由化(小売サービス含む)</p>	C	I	右提案主体からの意見 右提案主体からの意見に対して回答された。	本稿の目的は電力小売事業の自由化ではなく、家庭を含む需要家が参加可能なデマンドサイドマネジメントの仕組みを構築することにある。電力自由化が前提であれば条件を付すことと対応可能であると考え、提案要請は次のとおりであり、具体的な事業スキームの提案を行う用意があるので、再度ご検討をお願いするとともに総合資源エネルギー調査会においても議論を賜りたい。 <p>あわせて、電力小売事業の全面自由化の議論を伴わないみしな一括受電契約的な扱いとすること・需要家のピークカット、ピークカット等に対して電力事業者が責任を負うこと・需要家のピークカット、ピークカット等を行う理由が明確な仕組みを構築すること</p>	C	I	再々検討要請	再提案主体からの再意見	1 0 2 5 0 1 0	埼玉県	埼玉県	経済産業省		
110100	自己託送制度の推進に向けた同時量原則の緩和	電気事業法	企業が自社事業所間で電力の自己託送を行う場合、電力会社から求められる需要量と供給量の差動範囲について、特定電気事業者の条件(30分間に3%以内の変動範囲で一致させる)よりも緩和し、1時間間に3%以内の変動範囲で一致させることを認めるよう規制等で明確化する。	企業が自社事業所間で電力の自己託送を行う場合、電力会社から求められる需要量と供給量の差動範囲について、特定電気事業者の条件(30分間に3%以内の変動範囲で一致させる)よりも緩和し、1時間間に3%以内の変動範囲で一致させることを認めるよう規制等で明確化する。	<p>提案理由</p> <p>ピーク時電力の逼迫が今後とも継続する可能性があるとの判断に立ち、円滑な生産活動を維持するため自家発電設備の増強に取り組む企業が増えている。しかしながら、事業所によってはガスファンが発電機であるとともに、事業所毎のデマンドが小さいため自家発電設備の投資効果が期待できない場合がある。</p> <p>そこで、ガスファンが持っている事業所からの電力託送(自己託送)を検討することになるが、現行では、企業が電力会社の送電網を使用して自社事業所間の自己託送を行う場合、その活用や利用ルールを確保する法的根拠がない。</p> <p>しかしながら、自己託送を希望する企業と電力会社との契約において、実態として、特定電気事業者について法で定められた条件(同時量原則:電力の需要量と供給量を30分間に3%以内の変動範囲で一致させること)と同様の内容が求められており、その遵守は企業にとって経済的コストに負担となる。</p> <p>電力不足やピークカット対策として、自家発電による企業の自社事業所間の託送を行う場合には、送電量が比較的少く、送電網への影響が少ないと考えられるため、1時間間に3%以内の変動範囲で一致させることとし、これを規制等で規定し、特定電気事業者よりも緩和した条件で電力会社の送電網を使用できるようにする。</p>	C	I	右提案主体からの意見 あわせて、ネットワークの公平かつ公正な利用のあり方については、現在、総合資源エネルギー調査会に設置した委員会において議論しているところであり、現時点では対応は困難であると考えております。	・今夏の電力需給を考慮すると、企業の自家発電の拡大やそれに伴う自己託送の実施は、広く社会的に意義が認められるものであり、その推進に向けて、早期に制度整備の必要がある。なお、送電網への負担という点では、特定電気事業者よりも、送電量の少ない自己託送の影響は相対的に軽微と想定される。このため、自己託送に係る同時量原則の緩和が一般電気事業者に行われているのと同様に、ネットワークの健全性に重大な影響を及ぼすことはならないと考える。	C	I	再々検討要請	再提案主体からの再意見	1 0 3 4 0 3 0	兵庫県	兵庫県	経済産業省		

管理コード	変更事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の種類	措置の内容	各省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の種類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管関係省庁			
110110	容器包装プラスチックの分別回収その他のプラスチックの回収の推進	○容器包装に係る分別回収及び再商品化の促進等に関する法律 第2条第6項 ○容器包装プラスチックの分別回収に関する省令 第1条、第2条の表の8の項下第2号	現行容器包装リサイクル法に基づく制度下においては、容器包装廃棄物について、消費者が分別排出し、それを市町村が分別収集した後、中間処理を行うことにより環境省令で定める基準(圧縮されていること、容器包装以外の物が混入していないこと、洗浄されていること等)に適合する分別基準適合物を製造し、その分別基準適合物の再商品化義務を特定事業者(容器包装を利用・製造等する事業者)に課しており、特定事業者は指定法人に再商品化を委託し、当該委託に係る費用を負担することにより再商品化義務を履行している。指定法人の委託を受けて容器包装廃棄物の再商品化を行う事業者は、競争入札を通じて決定しており、入札によるリサイクル事業者間の競争を通じて再商品化施設の位置づけがなされたため、一定の認定要件を満たしている。公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下「協会」という。))は、「容器包装に係る分別回収及び再商品化の促進等に関する法律」(平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。)第21条に基づく指定法人として、前法第22条に基づき特定事業者からの委託を受けて分別基準適合物の再商品化をすることを責任を負っている。協会は、当該責務を適正に果たすべく、材料リサイクル手法に係る再生処理施設の取率基準(分別基準適合物のうちプラスチック原料に利用する物の量の比率に関する基準)等を定める「プラスチック製容器包装再生処理ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。))を策定することにより、各再商品化手法による分別基準適合物の再商品化の適正な実施を確保している。	容器包装プラスチックとその他のプラスチックを一括回収したものを「混合プラスチック分別基準適合物」として、法律上の指定法人である財団法人容器包装リサイクル協会の入札対象とする。施設整備が削減となり、容器包装プラスチックの分別回収が30万人単位を想定している。秋田県では、秋田エコカケン計画を2011年3月に策定しており、製品プラスチックのリサイクル推進をすることをしている。秋田県では高齢者が多く、高齢者には、容器包装プラスチックのプラマークによる分別が困難であるため、プラスチックのみを分別する方がリサイクルが進みやすい。本提案の効果として、①化石燃料の削減、②CO2排出の削減、③資源リサイクル産業、リサイクル品利用産業の振興、④廃棄物のリサイクル促進が期待される。	C III	「容器包装に係る分別回収及び再商品化の促進等に関する法律」(平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。))は、一般廃棄物の増加に伴う処分場のひっ迫という我が国の実状に鑑み、一般廃棄物のうち大量の比重(容積比)を占める容器包装廃棄物の再商品化を促進するための措置として、その再商品化義務を特定事業者に課することにより廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用の確保を図ることを目的とした法律である。 ・具体的には、容器包装廃棄物のうち、環境省令で定められた基準を満たすもの(分別基準適合物)について、特定事業者に対して再商品化義務を課している。 ・その基準の一つとして、「主としてプラスチック製の容器包装」について容器包装以外の物が付着し、又は混入していないことを求めているが、これは、容器包装に係る再商品化義務を特定事業者に課することとされている法律の趣旨を踏まえ、容器包装廃棄物以外の廃棄物の処理義務が特定事業者に課されることのないようにするため、市町村が行う分別の段階において容器包装以外の物が付着し、又は混入していないものを再商品化義務の対象として扱うこととしたものである。 ・御提案を実現するためには上記基準の改正を要するものと考えられるが、御提案に基づき上記基準を改正する場合、容器包装廃棄物部分の特定方法如何によっては特定事業者の負担が増加するおそれがある。 ・また、プラスチック製容器包装に係る再商品化手法検討会(中環審及び産構審による合同会合)の取りまとめ(平成22年10月)において「容器包装以外のプラスチックの中には、金属が付着する比率の高いもの、危険物を含むものなどリサイクルに適さないものがあることに留意しつつ、容器包装以外のプラスチックを一括して収集した時に、どの程度の分別収集量の増加やその材質の変化が見込まれるのか、更に精査して必要がある。」これらのテーマを踏まえた上で、(略)消費者や地方自治体、再商品化事業者、再商品化製品利用事業者等の関係者を交えて議論を進め、必要に応じてその成果を容リ制度の運用に反映していくとともに、容リ法の次期見直し作業にも反映していくことが望ましい。」と指摘されているとおり、容器包装以外のプラスチックのリサイクルの在り方に関しては、これらの審議会指摘事項に留意しながら、消費者や地方自治体、再商品化事業者、再商品化製品利用事業者等の関係者を交えて検討していくべき課題である。 ・したがって、こうした利害関係者との間で、本制度改正についての合意形成がなされていない中で、本提案に係る制度変更を行うべきではないと考える。 ・頂いたご意見も参考しつつ、今後とも容器包装リサイクル制度の適正な運用につとめてまいります。													プラスチックの一括回収、リサイクルシステム	1035010	秋田エコー株式会社	秋田県	経済産業省 環境省
110120	容器包装リサイクル法における選別特化施設の位置づけ	○容器包装に係る分別回収及び再商品化の促進等に関する法律 第2条第6項 ○容器包装に係る分別回収及び再商品化の促進等に関する省令 第9条第3号 ○容器包装廃棄物の分別回収に関する省令 第1条、第2条の表の8の項下第2号	現行容器包装リサイクル法に基づく制度下においては、容器包装廃棄物について、消費者が分別排出し、それを市町村が分別収集した後、中間処理を行うことにより環境省令で定める基準(圧縮されていること、容器包装以外の物が混入していないこと、洗浄されていること等)に適合する分別基準適合物を製造し、その分別基準適合物の再商品化義務を特定事業者(容器包装を利用・製造等する事業者)に課しており、特定事業者は指定法人に再商品化を委託し、当該委託に係る費用を負担することにより再商品化義務を履行している。指定法人の委託を受けて容器包装廃棄物の再商品化を行う事業者は、競争入札を通じて決定しており、入札によるリサイクル事業者間の競争を通じて再商品化施設の位置づけがなされたため、一定の認定要件を満たしている。公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下「協会」という。))は、「容器包装に係る分別回収及び再商品化の促進等に関する法律」(平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。)第21条に基づく指定法人として、前法第22条に基づき特定事業者からの委託を受けて分別基準適合物の再商品化をすることを責任を負っている。協会は、当該責務を適正に果たすべく、材料リサイクル手法に係る再生処理施設の取率基準(分別基準適合物のうちプラスチック原料に利用する物の量の比率に関する基準)等を定める「プラスチック製容器包装再生処理ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。))を策定することにより、各再商品化手法による分別基準適合物の再商品化の適正な実施を確保している。	現行法では大規模かつ高精度な選別のみを行って選別特化施設の位置づけがなされたため、一定の認定要件を満たしているものについては容リ法の特長のみで選別特化施設が誕生し得るようになる。	提案A: 提案B: 提案C: III	(1)提案Aについて ・今回提案Aを実現するためには、協会がガイドラインで定める取率基準等に関し、新たな基準が必要となるが、当該基準は民間団体である協会がガイドラインに規定されているものであって法令による規制ではないため、現行の構造改革特区制度の中で措置できる対象ではない。 ・他方、今回提案Aについては、分別基準適合物の再商品化の高度化を図るものとして、「容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別回収及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針」(平成18年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第10号。以下「基本方針」という。))に定める「再商品化により得られた物の向上を図る」という方針等に合致する提案である。 ・このため、構造改革特別区域による対応の検討とは別に、御提案の実現に向けて、協会と連携して取率基準等に関する新たな基準のあり方等について有識者等の関係者を交えて検討を行い、平成24年度を目途に結論を得る。 (2)提案Bについて ・御提案は、容器包装に係る分別回収及び再商品化の促進等に関する法律施行令(平成7年政令第411号)第9条第3号に基づく指定法人に係る再委託禁止の規定に抵触しないため、御提案のジョイントグループ形式での入札は現行規定により対応可能である。 (3)提案Cについて ・前回(第20次提案)御提案いただいた際の回答と同様であるが、仮に、本提案を認めた場合には、特区として認められた地域のみ、異なる方法で容器包装廃棄物を収集・分別することになり、当該地域では、応札できる事業者が技術的に認定されてしまう可能性が高くなるおそれがある。このため、入札による競争原理が事実上働かない状態が長期にわたり続いた場合、長期的には再商品化に係るコストが高止まることで特定事業者の費用負担も高止まりするおそれがある。 ・また、現行制度では、特定事業者に対して分別基準適合物の再商品化を義務付けている。このため、環境省令を改正し分別基準適合物の定義を変更すると、特定事業者の役割や負担の程度が変化することとなる。特に、御提案の改正を行った場合には、特定事業者が再商品化義務を負うべき分別基準適合物の量の算定方法の如何等によっては、特定事業者の負担が増加するおそれがある。このため、費用負担が増加するおそれがある特定事業者との間で、本制度改正についての合意形成がなされていない中で、本提案に係る制度変更を行うべきではないと考える。 ・また、こうした役割分担・費用負担の変更は、特定事業者以外にも、市町村や再商品化事業者等の主体に影響を与えることが考えられ、こうした利害関係者による合意形成がなされていないことから、特区の手法による規制緩和を行うことは適切ではないと考える。 ・頂いたご意見も参考しつつ、今後とも容器包装リサイクル制度の適正な運用につとめてまいります。													株式会社エコック、明和工業株式会社	1038010	神奈川県、北海道	経済産業省 環境省	